

移動支援・通学支援 ガイドライン

相模原市

令和8年4月発行（第3版）

※ 本ガイドラインは、相模原市障害者等移動支援事業実施要綱に規定する「必要な事項は、別に定める」もの及び相模原市障害児通学支援事業実施要綱に規定する「市長が別に定める」ものに該当することから重要な文書であるため、熟読のうえ、サービス提供や請求に当たって遵守いただきますようお願いいたします。

1 概要

移動支援と通学支援の概要は、次の表のとおりです。

サービスの名称	サービスの概要
移動支援 (ガイドヘルプサービス)	屋外での移動に困難がある <u>障害者又は障害児</u> について、 <u>外出</u> のための支援を行うもの
通学支援	屋外での移動に <u>大きな</u> 困難がある <u>障害児</u> について、 <u>通学</u> のための支援を行うもの（後述の要件等あり） ※ 中央区にお住まいの方に限定して令和7年7月にモデル事業として開始

2 対象者等

(1) 対象者の要件

サービスを受ける方の要件は、次の表のとおりです。特に、通学支援では移動支援と異なり、知的障害B1・B2の方、精神障害2・3級の方及び難病等の方は対象にならないこと、対象者は中央区にお住まいの方であること、市内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（私立を除きます。）（以下「市内公立小中高校等」といいます。）の児童・生徒であることに御注意ください。

		移動支援	通学支援
障害等	視覚障害	視覚障害1～6級	
	全身性障害	肢体不自由1級で両上肢及び両下肢の機能障害等	
	知的障害	知的障害（A1～B2）	知的障害（A1・A2）
	精神障害	精神障害1～3級	精神障害1級
	難病等	視覚、下肢又は体幹機能に障害	—
その他		—	中央区にお住まいの方
		—	市内公立小中高校等の児童・生徒
		施設入所者及び同行援護利用者は利用不可	

※ 居宅介護（通院等介助又は通院等乗降介助）、行動援護、重度訪問介護又は介護サービスである訪問介護（通院等乗降介助）が利用できる方については、これらのサービスを優先して利用してください。

(2) 保護者の要件 **通学支援のみ**

通学支援の利用に当たっては、現に対象者と同居する親権を行う者（未成年後見人を含みます。以下同じ。）の全てが就労のために1週間に1回以上の頻度で対象者の登校又は下校の付き添いができないこと等が要件です。

(参考) 現に対象者と同居する親権を行う者 (例)

- ・ 障害児と同居する者が、父母と祖父母の場合
- ・ 障害児と同居する者が、父母と兄姉の場合
- ⇒現に同居する親権を行う者は父母

市がこれらの要件を確認するため、利用に当たって現に対象者と同居する親権を行う全員が状況報告書及び就労証明書等を提出する必要があります。

ア 通学支援を利用できる場合 (例)

(ア) 現に対象者と同居する親権を行う者の全てが就労のために1週間に1回以上の頻度で対象者の登校又は下校の付き添いができない場合

- ・ 父：通勤、就労及び退勤（以下「就労等」といいます。）のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可
母：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校のみ付き添い不可
⇒月曜日から金曜日までの登校のみ通学支援を利用可能
- ・ 父：離別のため、現に同居していない状況
母：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可
⇒月曜日から金曜日までの登校及び下校の通学支援を利用可能
- ・ 父：単身赴任のため、現に同居していない状況
母：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可
⇒月曜日から金曜日までの登校及び下校の通学支援を利用可能
- ・ 父：シフト制の勤務のため曜日や時間は変動するが、1週間当たり1回の頻度で登校又は下校の付き添い不可
母：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可
⇒父の勤務日に応じて登校又は下校の通学支援を利用可能
- ・ 父：離別のため、現に同居していない状況
母：障害を有する第一子の小学校（市内に所在）の登校時間と、通勤前における第二子の保育園への送迎時間が重複するため、月曜日から金曜日までの登校のみ付き添い不可
⇒月曜日から金曜日までの登校のみ通学支援を利用可能

(イ) その他市長が認める状況

- ・ 父：就労しておらず、登校及び下校の付き添いが難しい障害の程度である状況
母：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可
⇒月曜日から金曜日までの登校及び下校の通学支援を利用可能となる場合あり

(参考) 通学支援の利用の申請に添付いただく書類

- ・ 必ず提出するもの
状況報告書（現に対象者と同居する親権を行う者全員分）
 - ・ いずれかを提出するもの
被雇用者の場合：就労証明書
雇用者又は自営業者の場合：法人登記簿、営業届の写しなど
その他の場合：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、
成年後見人に関する登記事項証明書など
- ※ 就労証明書の作成料や法人登記簿取得に当たっての手数料等について、市からお支払いはできません。

イ 通学支援を利用できない場合（例）

（ア）現に対象者と同居する親権を行う者のいずれか1人以上が就労しておらず、対象者の登校及び下校の付き添いができる場合

・ 父：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可

母：無職であり、求職中

（イ）現に対象者と同居する親権を行う者のいずれか1人以上に障害等があるものの、登校及び下校の付き添いに支障があるとは言えない場合

・ 父：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可

母：就労しておらず、登校及び下校の付き添いに支障があるとは言えない障害の程度である状況

（ウ）登校又は下校に付き添う者を別の者に代わることができる場合

・ 父：就労等のため、月曜日の登校のみ付き添いができない状況

母：就労等のため、月曜日の登校のみ付き添いができる状況

（エ）移動支援の対象となる場合

・ 父：就労等のため、月曜日の登校のみ付き添い不可

母：以前は、登校及び下校を付き添い。現在は、入院のため付き添いができない状況

⇒入院等を理由とする場合、期間を設けたうえで移動支援として対応

・ 父：就労等のため、月曜日の登校のみ付き添い不可

母：以前は、登校及び下校を付き添い。現在は、障害児が一人で通学できるように訓練を行っている状況

⇒通学の訓練（促しを含みます。）を理由とする場合、期間を設けたうえで移動支援として対応

・ 父：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可

母：以前は、就労等のため月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可。現在は、産前産後休業を取得中。職場復帰後は、休業取得前と同様に、就労等のため月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可となる見込み

⇒出産を理由とする場合、期間を設けたうえで移動支援として対応

(オ) 1週間に1回未満の頻度である場合

- ・ 父：離別のため、現に同居していない状況
母：就労等のため、授業参観など、土曜日の下校のみ付き添い不可
⇒ 1週間に1回未満の頻度であるため通学支援は対象外。移動支援についても対象外

(参考) 代替となるサービス

- ・ 福祉有償運送（NPO 法人、社会福祉法人等が運営）
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/service/1006503.html> 
- ・ ふれあいサービス（（福）市社会福祉協議会が運営）
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026635/korei_shien/1006377.html 
- ・ ボランティアセンターいるかバンク（（福）市社会福祉協議会と（特非）相模原ボランティア協会が共同設置）
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026643/joho/1006572.html> 
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kosodate/1026606/family_support/index.html 

※ 利用料金等が発生する場合があります。また、ボランティア等が対応できない場合があります。

3 対象となる外出等、対象とならない外出等（例）

(1) 移動支援

ア 対象となる外出等（例）

移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出又は社会参加を目的とした外出の支援であり、次の例が挙げられます。

- ・ 生活必需品の買い物
- ・ 生活費の払い戻し、公共料金の支払い
- ・ 税金の支払い、公共機関への相談
- ・ 通院
- ・ 冠婚葬祭
- ・ 余暇活動
- ・ 理美容
- ・ 投票
- ・ 放課後に遊びに行くための送迎
- ・ 保護者の入院等又は通学の訓練（促しを含みます。）を理由として、期間を限定した学校への送迎

イ 対象とならない外出等（例）

- ・ 宿泊を伴う外出
- ・ 通勤、通学、通所など、通年かつ長期にわたる外出
 - ※ 保護者の入院等又は通学の訓練等を理由となった期間を限定した学校への送迎については、移動支援の対象とします。
- ・ 宗教、政治又は経済的活動に係る外出
- ・ ガイドヘルパー1人当たり利用者1人を超える外出
- ・ 病院内やイベント会場内において、施設管理者等が対応できる支援
- ・ ガイドヘルパーが運転を行っている時間
- ・ 施設入所者
- ・ 法人である指定移動支援事業者の役員等のうち他の指定移動支援事業者に属している者がおり、両事業者の移動支援が概ね2時間以上の間隔を空けない場合において、後に提供されたサービス
- ・ 法人でない指定移動支援事業者の管理者が他の指定移動支援事業者に属しており、両事業者の移動支援が概ね2時間以上の間隔を空けない場合において、後に提供されたサービス
- ・ ギャンブルなど、社会通念上、移動支援事業の対象とすることが適当でないと認められる外出
- ・ 他法他施策で対応できる外出
- ・ 移動支援の目的に当たらない外出

(2) 通学支援

※ 移動支援で対応できる支援は、通学支援では対象となりません。

ア 対象となる通学等（例）

通学支援は、現に対象者と同居する親権を行う者の全てが就労のために1週間に1回以上の頻度で対象者の登校又は下校の付き添いができない場合等における支援であり、次の例が挙げられます。

- ・ 自宅と市内公立小中高校等の間における移動
- ・ 普段登校する市内公立小中学校等と通級指導教室が所在する小中学校等の間における移動
- ・ 自宅と市内公立小中高校等に向かうスクールバスの集合場所の間における移動
- ・ 通学支援の対象となる外出前の自宅における登校準備（同居者が行うことができない場合に限り。）
- ・ 市内公立小中高校等への入場から教員に引き渡すまでの移動

イ 対象とならない通学等（例）

- ・ 児童クラブ、フリースクール、学習塾・予備校等の無認可の教育施設、幼稚園、認定こども園、保育園、私立小中高校、高等専門学校、専修学校（専門課程）、短期大学、大学、大学院又は障害児通所支援等に係る移動
- ・ ヘルパー1人当たり利用者1人を超える移動
 - ※ 同一の住民票に記載されている障害児2人に限り対象とします。
- ・ ヘルパーが運転を行っている時間
- ・ スクールバスを利用可能な区間における移動
 - ※ スクールバスの利用希望者が定員を超過している場合など、学校側の事情によりスクールバスを利用できない場合に限り。
- ・ 出発地及び目的地が自宅又は市内公立小中高校等（スクールバスの集合場所を含みます。）ではない移動
- ・ 部活動のための普段登校する中学校等以外への移動
- ・ 校外学習や修学旅行のための自宅から集合場所までの移動及び解散場所から自宅までの移動
- ・ 校外学習中又は修学旅行中における移動
- ・ 法人である登録通学支援事業者の役員等のうち他の登録通学支援事業者に属している者がおり、両事業者の通学支援が概ね2時間以上の間隔を空けない場合において、後に提供されたサービス
- ・ 法人でない登録通学支援事業者の管理者が他の登録通学支援事業者に属しており、両事業者の通学支援が概ね2時間以上の間隔を空けない場合において、後に提供されたサービス
- ・ 医療行為又は医療的ケアが必要な児童・生徒への支援
- ・ 通学支援の目的に当たらない移動

4 指定移動支援事業者及び登録通学支援事業者の要件

(1) 指定移動支援事業者の要件

指定移動支援事業者は、次のいずれかに該当するものです。

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 基準該当障害福祉サービス登録事業者

なお、指定に係る手続き先は、福祉基盤課 障害指定・指導班（電話：042-769-1394）です。

(2) 登録通学支援事業者の要件

登録通学支援事業者は、次のいずれにも該当するものです。

- ・ 指定移動支援事業者
- ・ 相模原市中央区に所在

なお、登録に係る手続き先は、高齢・障害者支援課 障害支援班（電話：042-769-8355）です。

(3) 事業所向け様式集（障害福祉情報サービスかながわ）

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-2.html?topid=13>



5 サービス提供者の要件

移動支援及び通学支援を提供できる者は、次のいずれかに該当するものです。

- ・ 介護福祉士
- ・ 養成校等において6か月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- ・ 介護職員初任者研修の課程を修了した者（介護職員基礎研修の課程を修了した者及び訪問介護員養成研修1級、2級又は3級の課程を修了した者を含みます。）
- ・ 居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者（居宅介護従事者養成研修1級又は2級の課程を修了した者を含みます。）
- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修の課程を修了した者（居宅介護従事者養成研修3級の課程を修了した者を含みます。）
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修の課程を修了した者（日常生活支援従業者養成研修の課程を修了した者を含みます。）
- ・ 同行援護従業者養成研修の課程を修了した者
- ・ 行動援護従業者養成研修の課程を修了した者
- ・ 視覚障害者移動支援従業者養成研修の課程を修了した者（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了した者を含みます。）又はこれに相当する課程を修了した者
- ・ 全身性障害者移動支援従業者養成研修の課程を修了した者（全身性障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了した者を含みます。）又はこれに相当する課程を修了した者
- ・ 知的障害者移動支援従業者養成研修の課程を修了した者（知的障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了した者を含みます。）又はこれに相当する課程を修了した者
- ・ 看護師又は准看護師
- ・ 市長が必要な知識及び技術を有すると認める者

6 報酬（令和8年4月現在）

サービス提供時間等	身体介護あり	身体介護なし
20分を超え30分以下（移動支援のみ）	275 単位	113 単位
30分以下（通学支援のみ）		
30分を超え1.0時間以下	435 単位	214 単位
1.0時間を超え1.5時間以下	632 単位	298 単位
1.5時間を超え2.0時間以下	721 単位	373 単位
2.0時間を超え2.5時間以下	810 単位	448 単位
2.5時間を超え3.0時間以下	900 単位	524 単位
3.0時間を超え3.5時間以下	989 単位	599 単位
3.5時間を超え4.0時間以下	1,078 単位	674 単位
4.0時間を超え4.5時間以下	1,167 単位	749 単位
4.5時間を超え5.0時間以下	1,256 単位	824 単位
5.0時間を超え5.5時間以下	1,345 単位	899 単位
5.5時間を超え6.0時間以下	1,434 単位	974 単位
6.0時間を超え6.5時間以下	1,523 単位	1,049 単位
6.5時間を超え7.0時間以下	1,612 単位	1,124 単位
7.0時間を超え7.5時間以下	1,701 単位	1,199 単位
7.5時間を超え8.0時間以下	1,790 単位	1,274 単位
8.0時間を超え8.5時間以下	1,879 単位	1,349 単位
8.5時間を超え9.0時間以下	1,968 単位	1,424 単位
9.0時間を超え9.5時間以下	2,057 単位	1,499 単位
9.5時間を超え10.0時間以下	2,146 単位	1,574 単位
夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）にサービスを提供した場合	30分当たり 22 単位を加算	30分当たり 19 単位を加算
深夜（午後10時から午前6時まで）にサービスを提供した場合	30分当たり 45 単位を加算	30分当たり 38 単位を加算
旧津久井町又は旧藤野町の居住者にサービスを提供した場合（移動支援のみ）	1回につき所定単位の100分の15に相当する単位数を加算	

※ 10.0時間を超える時間の報酬は、身体介護ありの場合は、2,146単位に10.0時間を超える利用時間30分当たり89単位を加えた単位、身体介護なしの場合には、1,574単位に10.0時間を超える利用時間30分当たり75単位を加えた単位です。

※ 1人のヘルパーが同時に2人の障害児（現在同一の住民票に記載されているものに限ります。）に対して通学支援を行ったときは、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定します（夜間早朝加算及び深夜加算を除きます）。

7 請求に当たっての注意事項

(1) 決定支給量の範囲での請求

本市では、対象者から利用の申請があったときには、必要になるサービス量の見込みを立てたうえで、1か月の利用上限時間として移動支援・通学支援ごとに決定支給量を定めています。

このため、決定支給量を超過した請求は返戻させていただきますので、御注意ください。

特に、複数の事業所がサービスを提供したときに各請求の合計利用時間が決定支給量を超過していることが散見されるため、利用者（保護者）と各事業所で調整のうえサービスを提供してください。

なお、決定支給量は、障害福祉サービス受給者証又は通所受給者証に記載されています。

(2) 利用者負担上限月額

移動支援及び通学支援について利用者の負担割合は原則1割ですが、利用者負担上限月額を次の表のとおり定めています。

	収入状況		負担上限月額		
			在 宅	グ ル ー プ ホ ー ム	移動支援事業のみ 通学支援事業のみ
生 活 保 護	生活保護受給世帯		0円	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯		0円	0円	0円
一 般	所得税非課税世帯	18歳以上	5,000円	5,000円	0円
		障害児	4,600円	-	0円
	障 害 児	市民税所得割 28万円未満の世帯	4,600円	-	4,600円
	障 害 者	市民税所得割 16万円未満の世帯	9,300円	9,300円	9,300円
	上記以外の方		37,200円	37,200円	37,200円

※ 施設入所者は移動支援及び通学支援を利用することができないため省略しています。

※ 同行援護のみの場合についても記載を省略しています。

8 よくある質問と回答

(1) サービスについて

問1 自宅を出発地又は目的地にする必要があるか？

答 通学支援について、出発地及び目的地が自宅又は市内公立小中高校等（スクールバスの集合場所を含みます。）でなければなりません。
移動支援については、出発地及び目的地の規定はありません。

問2 通学支援と移動支援による登下校におけるサービスの違いは何か？

答 通学支援の利用対象は「現に対象者と同居する親権を行う者が就労のため、1週間に1回以上の頻度で対象者の登校又は下校の付き添いのできない場合（その他市長が認めた場合を含みます。）」であり、期間は通年かつ長期間を想定しています。また、出発地及び目的地が自宅又は市内公立小中高校等でなければなりません。
移動支援による登下校における利用の理由は「保護者の入院等」や「通学の訓練（促しを含みます。）」であり、期間を限定しています。

問3 相模原市において、いわゆる『グループ支援』は可能か？

答 ヘルパー1人当たり利用者1人を超える支援、いわゆる『グループ支援』を行うことはできません。
ただし、通学支援では、現在同一の住民票に記載されている2人に限り給付の対象としています。

問4 通所受給者証に『移動介護（身体介護有）40時間／月』と記載があるが、40時間内であれば通学支援も提供することは可能か？

答 移動介護は移動支援に読み替えてください。
移動支援と通学支援はそれぞれ支給決定を行うことから、上記の例は通学支援が支給決定されていないため、通学支援を提供することはできません。

問5 利用者は、市役所に対して、利用目的を限定的に列挙し、移動支援事業の利用を申請した。その後、限定列挙した利用目的以外でも外出支援が必要となったが、移動支援の利用は可能か？

答 移動支援事業の対象となる外出等は、その利用の申請において列挙された利用目的に限定されません。このため、利用者は、決定支給量の範囲で移動支援を利用することができます。

例えば、知的障害B1の児童の母が普段から登下校の付き添いを行っているものの、この母が数日間の体調不良のために付き添いができなくなったときに、移動支援事業の利用の申請において通学の付き添いを列挙していない場合であっても、当事業の対象となる外出等であれば、決定支給量の範囲で通学で利用することができます。

問6 通学支援について、未就学児の利用は可能か？

答 通学支援の対象は、市内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（私立を除きます。）の児童・生徒です。このため、未就学児や私立の小中高校生、大学生、短大生、専門学校生等は利用できません。

また、市外に所在する小学校等の児童・生徒は利用することはできません。

問7 特別支援学校にスクールバスを利用して登校している児童・生徒の保護者から、登録通学支援事業所に対して、通学支援事業の利用に当たっての相談があった。通学支援の提供に当たって、保護者にスクールバスの利用をキャンセルしてもらったうえで、ヘルパーが学校まで送迎する必要があるのか？

答 スクールバスの利用希望者が定員を超過している場合等を除き、スクールバスを利用可能な区間における移動は、通学支援事業の対象外です。この場合、自宅とスクールバスの集合場所の間における移動が通学支援事業の対象となります。

問8 通学支援について、児童クラブ、放課後等デイサービス事業所、学習塾を目的地又は出発地とすることは可能か？

答 出発地及び目的地は自宅又は市内公立小中高校等（スクールバスの集合場所を含みます。）としているため、児童クラブ等は通学支援の対象外です。

問9 通学支援について、放課後等デイサービスの送迎車が停留する地点を出発地又は目的地とすることは可能か？

答 出発地及び目的地は自宅又は市内公立小中高校等（スクールバスの集合場所を含みます。）としているため、放課後等デイサービスの送迎車が停留する地点を出発地又は目的地とする移動は通学支援の対象外です。また、移動支援においても対象外です。

問10 普段は通学支援として学校から自宅に送迎しているが、学期開始直後など、授業が通常より早く終わる場合、障害児を自宅で長時間一人にさせることを保護者が不安に感じているため、祖父母宅に送迎することは可能か？

答 出発地及び目的地は自宅又は市内公立小中高校等（スクールバスの集合場所を含みます。）としているため、祖父母宅を出発地又は目的地とする移動は通学支援の対象外です。また、移動支援においても対象外です。

このほか、小中学校等から友人宅に遊びに行く場合、小中学校等から買い物に行く場合等についても移動支援・通学支援ともに対象外です。

問11 共働き世帯を中心に子どもの登校時間より前に出勤しなければならない家庭がある中で、児童が安全に暮らせる朝の居場所を確保するため「朝の居場所づくり事業」が令和8年度からモデル事業として実施されるが、当事業が行われる場所まで通学支援によって送迎することは可能か？

答 朝の居場所づくり事業は保護者等が送迎することを前提として制度設計されているため、当事業の実施場所を目的地とする移動は通学支援の対象外です。

問12 通学支援の利用前における登下校の付き添いは徒歩で行われていたが、通学支援としては送迎方法を事業所の四輪自動車に変更することは可能か？

答 通学支援の提供に当たって通学方法を通学支援の利用前のものと同一にする必要はありません。

なお、安全確保の観点から、自転車（原動機付自転車を含みます。）及び自動二輪車を使用した通学支援はお控えください（自転車等を押して歩く状況を含みます。）。

問 13 障害の認定を受けていないものの特別支援学級に通っている児童・生徒から通学支援の利用について相談があった。サービスを提供することは可能か？

答 通学支援の利用に当たっては現に対象者と同居する親権を行う者の要件を設けているほか、サービスを受ける方の要件として、例えば身体障害については相模原市障害児通学支援事業実施要綱において「身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚障害を有するもの又は肢体不自由の1級のものであって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの若しくはこれに準ずる者」という趣旨で規定しているため、特別支援学級等に通学していることをもって支給が可能とはなりません。詳しくは、巻末に掲載したサービスの利用手続きに係る問い合わせ先に相談ください。

問 14 移動支援を利用している児童・生徒でなければ、通学支援を利用することはできないのか？

答 移動支援を利用していなくても、通学支援を利用することは可能です。

問 15 通学支援について、校門で教員に児童・生徒を引き渡すべきか？教室まで支援すべきか？

答 引き渡す場所について規定はありませんので、保護者を通して学校と事業者で調整ください。

また、通級指導教室が普段通っている学校と別の学校にある場合についても、保護者を通して引き渡し方法の調整をしてください。

なお、市からは、保護者に対して、通学支援の利用前における学校への連絡内容等のチェックリストを配付しています。

問 16 通学支援の利用者の父は、寝たきりのため不就労であり、登校及び下校の付き添いが難しい。母については、登校前に出勤する。利用者は、重度の知的障害があるため、ひとりで外出のための身支度をすることが難しい。この家庭の場合、利用者の通学のための身支度を父の代わりに通学支援として行うことは可能か？

答 上記の場合、外出前の排便支援（促しを含みます。）や靴の着用の支援等の同居者が行うことができない世話について、通学支援として行うことが可能です。

一方で、整容、食事介助、学校の持ち物の確認など、母が出勤前に行える内容を通学支援として行うことは適切ではありません。

問 17 移動支援の対象とならない外出等として「法人である指定移動支援事業者の役員等のうち他の指定移動支援事業者に属している者がおり、両事業者の移動支援が概ね2時間以上の間隔を空けない場合において、後に提供されたサービス」とあるが、具体的にはどのような状況か？

答 「法人である指定移動支援事業者の役員等のうち他の指定移動支援事業者に属している者がおり、両事業者の移動支援が概ね2時間以上の間隔を空けない場合において、後に提供されたサービス」とは、以下のような場合です。

例 (株) A社 代表取締役X氏

午前8時30分から午前10時30分までサービス提供

(株) B社 非常勤社員X氏

午前11時00分から午後1時までサービス提供

⇒ (株) B社は請求不可

理由：(株) A社の役員であるX氏がB社にも属しており、両社のサービス提供時間の間隔が2時間未満のため（X氏によるサービス提供かどうかは問いません。）

問 18 通学支援について、利用者及び保護者は1週間に5回の利用を希望しているが、1つの事業所では1週間に2回までしかサービス提供ができない。このため、他の登録通学支援事業所及びボランティア等を組み合わせて、登下校の支援のニーズに対応することは可能か？

答 移動支援と同様に、特定の登録通学支援事業所で通学支援を提供できない日時に、他の登録通学支援事業所又はボランティア等に対応してもらうことは可能です。

問 19 居宅介護の通院等介助の支給決定を受けているが、移動支援を提供することは可能か？

答 院内における介助の医療機関従事者への依頼も含め、他法他施策が活用できる場合にはそちらを優先してください（通学支援も同様）。

(2) 請求について

問 20 請求情報作成ツールの使い方、表示されたメッセージの内容、かながわ自立支援給付費等支払システム（以下「かながわシステム」といいます。）の操作方法等を教えてほしい。

答 以下にお問い合わせください。

神奈川県国民健康保険団体連合会 障害者支援係

電話：045-329-3416

問い合わせへの対応が可能な時間：午前8時30分～午後5時15分

（土日祝日、年末年始を除きます。）

問 21 サービスの提供に当たって、給付の受領権限に係る委任状について、利用者から受け取る必要があるか？

答 かながわシステムで報酬を請求するためには、給付の受領権限に係る委任状が必要になります。

なお、市に委任状の写しの提出は不要ですので、事業所で5年間保管ください。

問 22 サービス提供実績報告書について、紙で市に提出する必要があるか？

答 紙での提出について、かながわシステムによる報告に代えることが可能です。

問 23 移動支援の提供後、1時間の中断を経て当該サービスを再度提供した。どのように請求したらいいか？

答 いわゆる『2時間ルール』と同様に、1日に移動支援又は通学支援を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければなりません。このため、上記の場合や利用者の体調不良による早退のため登校及び下校の間隔が2時間未満の場合や、普段登校する市内公立小中学校等から通級指導教室が所在する小中学校等への通学支援の間隔が2時間未満の場合等については、1回のサービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定してください。

また、同一の事業者には属する複数の従事者が交代して移動支援又は通学支援を提供した場合は、1回のサービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定してください。

なお、移動支援については、役員等や管理者が他の指定移動支援事業者には属しており、両事業者による当該サービスの間隔が2時間未満である場合には後に提供されたサービスは請求できませんので御注意ください（通学支援も同様）。

問 24 同一日において登校時及び下校時の両方で通学支援を利用した場合、それぞれ報酬を算定することは可能か？

答 サービス提供の間隔が概ね2時間以上の場合には、それぞれの報酬を算定することが可能です。

問 25 従事者が同居家族に外出支援を行った場合、事業所は移動支援又は通学支援の報酬を請求することは可能か？

答 従事者が同居家族に外出支援を行った場合、事業所は移動支援又は通学支援の報酬を請求することはできません。

また、事業所に属する者に対して、同一の事業所の従事者が支援した場合についても請求することはできません。

問 26 ガイドヘルパーが自動車を運転して利用者を移送した際に、福祉有償運送に係る料金とともに、移動支援の報酬を算定していいか？

答 自動車を運転する際には安全に運転する義務が発生するため、運転者は同乗する利用者に対して移動支援を提供することはできません。また、福祉有償運送は単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に行うものであり、移動支援と類似しているため、重複して請求することはできません。

なお、ガイドヘルパー以外の者が運転のうえ、ヘルパーが提供するサービスが福祉有償運送に含まれず、かつ、移動支援の対象となる場合については、福祉有償運送と移動支援の報酬の両方を請求することができます（ただし、事業者が福祉有償運送として登録されている場合に限ります。）。

また、福祉有償運送等に該当せずガイドヘルパーが運転した場合には、その時間は移動支援のサービス提供時間から除外したうえで報酬を請求してください。

なお、この取り扱いは通学支援においても同様です。

問 27 最も低い報酬に対応するサービス提供時間として、移動支援事業は 20 分を超え 30 分以下となっているが、通学支援事業については 30 分以下となっている理由は何か？

答 通学支援は自宅と市内公立小中高校等（スクールバスの集合を含みます。）の間における移動のほか、登校準備、教員に引き渡すまでの移動等を報酬として算定できる時間としている一方で、運転時間は報酬の算定の対象外としています。通学支援の特性上、四輪自動車を使用したときには報酬として算定できる時間がごく短時間になる場合があることから、こうした場合であっても報酬を請求できる仕組みになっています。

なお、移動支援についても運転時間を報酬の算定の対象外としています。

問 28 通学支援のサービス提供時間数の合計が決定支給量を超過する見込みであるが、移動支援のサービス提供時間数の合計については決定支給量を下回る見込みである。このため、通学支援のサービスを移動支援のサービスとして請求することは可能か？

答 通年かつ長期にわたる外出について、通学支援事業は対象である一方で、移動支援事業では対象外であることなど、両制度の趣旨が異なるため、いずれかのサービスの提供量が決定支給量を超過する見込みであっても、他方で請求することは適切ではありません。

問 29 通学支援で請求すべきところを移動支援で請求してしまったが、どうすればいいか？

答 過誤申立のうえ、通学支援として再請求をしてください。

問 30 通学支援事業は利用者負担上限額管理事業所による管理の対象外であるが、利用者に対して、どのような手順で利用者負担額を請求すればいいか？

答 かながわシステムは、障害福祉サービス及び通学支援事業等の利用者負担額を計算のうえ、利用者負担上限管理が適用された通学支援事業等の報酬を事業所にお支払いする仕組みとなっています。このため、請求月の翌月末以降に閲覧可能な「利用者負担額確定リスト」から通学支援の利用者負担額を確認のうえ、必要に応じて利用者に請求することが考えられます（移動支援も同様）。

問 31 報酬の再請求が可能な期間を教えてください。

答 再請求が可能な期間は、サービス提供の翌々々月から5年以内となっています。

このため、例えばサービス提供が令和2年5月の場合、令和2年8月から令和7年7月まで再請求が可能です。

(3) その他

問 32 キャンセル料や、サービス提供によって発生したガソリン代、ヘルパーの交通費について、利用者に請求していいか？

答 本市において規定がないため、利用者と事業者で相談してください。

なお、ガソリン代など、四輪自動車を使用した場合の費用の徴収に当たっては、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）等を御確認ください。

問 33 通学支援の提供の開始や緊急時の連絡方法等について、事業所から学校に報告等を行うべきか？

答 サービス提供の開始や緊急時の連絡方法等について、サービス提供開始前に保護者が学校に報告・相談することを想定しております。このため、通学支援の契約時等において、事業所は、保護者に対して学校に連絡するように促してください（市からは、保護者に対して、通学支援の利用前における学校への連絡内容等のチェックリストを配付しています。）。

なお、学級閉鎖及び早退等の緊急時の連絡経路は、学校⇒保護者⇒登録通学支援事業所 を想定しております。

問 34 通学支援の提供に当たって、注意すべきことは何か？

答 通学路においては別の児童・生徒やその付き添いの保護者がいるほか、地域の方による見守りがあり、また、学校では教員への引き渡しが行われます。このため、名札の着用など、通学支援事業所の職員であることが分かる工夫をしてください。

また、徒歩での通学が基本となると想定していますが、学校側の同意を前提として、障害の程度や自宅と市内公立小中高校等の距離等によって四輪自動車を使用することも可能です。四輪自動車を使用する場合、登下校時間中に学校の敷地内に進入するため事故の危険があります。このため、進入経路等について、保護者を通して学校と事業者で調整ください。

問 35 通学支援の支給決定を受けている利用者の保護者から利用の相談があったが、相談を受けた事業所ではサービスを提供できない状況である。他の事業所を案内したいが、どのように情報が提示されるのか？

答 市ホームページにおいて事業所の登録状況を定期的に更新しています。

問 36 医療行為又は医療的ケアが必要な児童・生徒は通学支援事業の対象外となっているが、看護師等の対応可能な職員を配置するため、サービスを提供してもいいか？

答 制度上、医療行為又は医療的ケアが必要な児童・生徒は通学支援事業の対象外であるため、医療行為又は医療的ケアを行っている時間は、報酬の算定外となります。また、事故があった場合、本市は責任を負うことができないため、保護者と事業者で確実な契約を行ってください。

問 37 通学支援は令和7年7月からモデル事業として中央区にお住まいの方に限定して行われているが、今後、全市的に実施される又は対象者の要件が拡大される見込みはあるか？

答 モデル事業の実施状況を踏まえて検討します。

9 問い合わせ先

問い合わせ内容	問い合わせ先	
サービスの内容について、通学支援事業者の登録について	高齢・障害者支援課 障害支援班 電話：042-769-8355	
サービスの利用手続きについて ※ 通学支援は中央区にお住まいの方のみ	緑区	橋本地区 大沢地区 緑高齢・障害者相談課 身体・知的福祉班 電話：042-775-8810 精神保健福祉班 電話：042-775-8811
		城山地区 城山福祉相談センター 電話：042-783-8136
		津久井地区 津久井高齢・障害者相談課 電話：042-780-1412
		相模湖地区 相模湖福祉相談センター 電話：042-684-3215
		藤野地区 藤野福祉相談センター 電話：042-687-5511
	中央区 中央高齢・障害者相談課 身体・知的福祉班 電話：042-769-9266 精神保健福祉班 電話：042-769-9806	
	南区 南高齢・障害者相談課 身体・知的福祉班 電話：042-701-7722 精神保健福祉班 電話：042-701-7715	
指定・指導について (通学支援事業者の登録を除きます。)	福祉基盤課 障害指定・指導班 電話：042-769-1394	
かながわシステムの使用方法等について	神奈川県国民健康保険団体連合会 障害者支援係 電話：045-329-3416	

※ 問い合わせへの対応が可能な時間は、午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除きます。）です。

10 その他

- ・ 本ガイドラインの作成に当たって、分かりやすい資料とするため記載を簡略化しています。このため、必要に応じて相模原市障害者等移動支援事業実施要綱及び相模原市障害児通学支援事業実施要綱を御確認ください。
- ・ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

11 参考資料

- ・ 移動支援事業（ガイドヘルプ）
（相模原市公式ホームページ）
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/service/1006509.html>
- ・ 通学支援事業（中央区モデル事業）
（相模原市公式ホームページ）
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/service/1032887.html>
- ・ 相模原市障害者等移動支援事業実施要綱
- ・ 相模原市障害児通学支援事業実施要綱
<https://df1-jg.dl-law.com/sagamihara-youkou/>
上記のURLから、障害者等移動支援事業実施要綱
又は障害児通学支援事業実施要綱 で検索
- ・ 事業所向け様式集（障害福祉情報サービスかながわ）
<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-2.html?topid=13>



改訂履歴

版数	発行日	主な改訂内容
初版	令和7年4月1日	-
第2版	令和7年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 指定移動支援事業者及び登録通学支援事業者の要件を修正 ・ 8(1)問6 スクールバスの運行区間に係るQ&Aを追加 ・ 11 参考資料 に通学支援事業の市公式ホームページに係る内容を追記 ・ 時点修正など、軽微な修正
第3版	令和8年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問5 申請した利用目的以外の移動支援に係るQ&Aを追加 ・ 問11 朝の居場所づくり事業に係るQ&Aを追加 ・ 問28 決定支給量の超過に係るQ&Aを追加 ・ 問30 利用者負担額の請求に係るQ&Aを追加 ・ モデル事業開始前における登下校の支援に係るQ&Aを削除 ・ 質問番号の修正など、軽微な修正

移動支援・通学支援ガイドライン

令和8年4月発行（第3版）

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課